（平成二十九年総務省告示第九十二号の一部訂正）

第二条　平成二十九年総務省告示第九十二号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　民進党	七　民進党
［(一)～(八)　略］	［(一)～(八)　同上］
(九)　支部の数　五一二　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　五一二	(九)　支部の数　五一三　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　五一三
［(ロ)～(ヨ)　略］	［(ロ)～(ヨ)　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（平成二十九年総務省告示第百七十九号の一部訂正）

第三条　平成二十九年総務省告示第百七十九号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前					
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
民進党	支部の数	五〇五	五一六	届出年月日 平成二十九年二月二十八日	民進党	支部の数	五〇八	五一六	届出年月日 平成二十九年二月二十八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五〇五	五一六			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五〇八	五一六	
［略］					［同上］				
日本維新の会	支部の数	一三六	一一四	届出年月日 平成二十九年三月二十四日	日本維新の会	支部の数	一三四	一一三	届出年月日 平成二十九年三月二十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一三六	一一四			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一三四	一一三	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（平成二十九年総務省告示第二百五十号の一部訂正）

第四条　平成二十九年総務省告示第二百五十号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前					
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
民進党	支部の数	五〇〇	五〇八	届出年月日 平成二十九年五月十八日	民進党	支部の数	五〇三	五〇八	届出年月日 平成二十九年五月十八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五〇〇	五〇八			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五〇三	五〇八	
［略］					［同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。